

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	個人住民税に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

武蔵村山市は、個人住民税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、特定個人情報の漏えいその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このような事態が発生するリスクを軽減するための適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

個人住民税に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

武蔵村山市長

公表日

平成28年5月16日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税に関する事務
②事務の概要	<p>地方税法その他地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例に基づき、その年の1月1日に居住している者について前年中の所得に個人住民税(市民税・都民税をいう。以下同じ。)を賦課し、賦課に關しての調査を行っている。また、課税状況調等統計資料の作成、申請に基づき個人住民税に係る課税証明・非課税証明を発行している。</p> <p>特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用する。</p> <p>①個人住民税納税義務者の判定、②課税資料(給与支払報告書や申告書等)の個人の特定 ③個人住民税賦課資料となる配偶者や扶養の判定、④個人住民税額の算定、⑤個人住民税の額の通知、⑥個人住民税に係る証明書の発行、⑦減免申請に基づく調査、⑧相続人代表者の情報管理、⑨官公署等からの照会に対する回答</p>
③システムの名称	個人住民税システム 申告受付支援システム 地方税電子申告支援サービス 課税資料イメージ管理サービス 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア
2. 特定個人情報ファイル名	
住民税課税台帳ファイル 申告受付情報ファイル 地方税電子申告情報ファイル 国税連携情報ファイル 年金特徴情報ファイル 課税資料イメージファイル 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の第16の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <div style="float: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div>
②法令上の根拠	番号法第19条7号 別表第二の 1,2,3,4,6,8,9,10,11,12,13,15,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37,39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70, 71,74,80,84,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民部課税課
②所属長	課税課長 兩宮則和
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	市民部課税課 〒208-8501 武蔵村山市本町一丁目1番地の1 電話番号 042-565-1111(内線123)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	市民部課税課 〒208-8501 武蔵村山市本町一丁目1番地の1 電話番号 042-565-1111(内線123)

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成26年12月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成26年12月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

